

国立市第6回男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和5年(2023年)1月16日(月)午後5時～7時

2. 場所 国立市役所 第1・2会議室

3. 出席者 委員9名

委員 太田委員長、本田貴子副委員長、遠藤委員、齋藤真希委員、巢内委員、林委員、山下委員、吉川委員

事務局 5名(松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、金田係長、岩元主任)

【太田委員長】 第6回男女平等推進市民委員会を開始します。本日は、遅れて来られる方や欠席の方がいらして、なかなか定足数に達せず、遅れての開始となります。

配付資料の確認を事務局からお願いします。

(配布資料確認)

【太田委員長】 本日の審議内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 今後のスケジュールについて、当初の予定より変更がありましたのでご説明いたします。その後、所管課へのヒアリングということで、教育指導支援課の職員が来ておりますのでヒアリングをしていただきます。その後、市民意識調査に関する審議をします。最後に、条例に基づく苦情申出がありましたので、新たに諮問をして審議していただきます。

【太田委員長】 今後のスケジュールについて説明をお願いします。

【事務局】 スケジュール表をご覧ください。本日第6回委員会では、ヒアリング、市民意識調査、苦情申出に関する諮問を行います。今回、苦情申出のことが新たに加わったということと、当初予定になかったのですが、女性支援新法が令和6年4月から施行ということになり、その辺りも現計画の最終評価や次期計画に盛り込む必要があると思いますので、当初の予定より回数が多くなっています。

意識調査については、4月に委託して、7月中旬に報告書が納品されるというスケジュールです。委員会では、本日と2月、3月で議論いただきます。本日は設問についての議論ではなく、大枠を確認していただき、2月、3月で中身を議論していただきます。3月末までに設問が固まって、4月に意識調査を発送するという形となります。

【太田委員長】 続いて、本日はヒアリングの1回目ということで、教育指導支援課の方にお越しいただき、ヒアリングを実施します。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本日は教育を所管する教育指導支援課へのヒアリングです。今後、他の課にも随時ヒアリングできたらと思いますので、どの分野にヒアリングしたいかということも後ほどご議論いただければと思います。

まず、事前に委員の皆様から頂いた質問に対して教育指導支援課から説明いただき、追加でご質問をいただく形をお願いしたいと思います。

【教育指導支援課】 まず、学校における包括的性教育の実施について、教育指導支援課ではどのような方針を持っているかということと、来年度に向けて各学校共通の実施方針等は立てられているかというご質問です。教育指導支援課では、学習指導要領の内容に準拠する形で教育活動を進めるところを基本方針として持っています。包括的性教育に関しては、学習指導要領の中のいろいろな場面に入ってきます。ここ3年ほどでLGBTQの教育に関してはどの学校も取り組んでいただい

います。講師の方や養護教諭などが話す中で、包括的な部分を含めてお話しいただいています。ただし、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに載っている項目の8つ全てが1年間の中でできているかという、なかなか難しいところもあり、発達段階に応じて進めているところです。来年度に向けてですが、多様性に関する教育については取り組むように学校にお願いしています。性の多様性だけではなく、例えば外国人など人権上の課題の部分に、幅広く学校として取り組むよう依頼しています。

2点目は、特別支援学級の子どもたちやしょうがいのある子どもたちに対して、どのような性教育が実施されているかというご質問です。先ほどの回答と同様、学習指導要領の内容に準拠する形で、基本方針として進めています。

3点目は、市職員向けのLGBT研修は教員の任意参加とのことだが、どの程度参加があるのか、教員がSOGIについて理解を深めるための機会はどの程度あるかというご質問です。市長室が主催している今年度のLGBT研修の教員参加は3名です。令和元年度に教育委員会の教育フォーラムの中でLGBTQを取り上げました。令和2年度、令和3年度は、11年目から13年目までの中堅教員向けの研修の1コマとして取り上げました。令和4年度は、立川市、国分寺市、小平市、昭島市などの近隣市の指導主事向けに、LGBTQの外部講師の方を交えてお話を聞いていただきました。その中で、どうやって教育の中でできるかというご紹介を聞いていただき、小金井市では、それをきっかけとして市教委が主催して教員向けの研修会が開かれました。

4点目は、学校で子どもたちにジェンダーやセクシュアリティについて伝えていくために、学校や教員はどんな支援を必要としているかというご質問です。発達段階にもよりますが、1つは外部講師の方の人選、講話の内容というところです。外部講師の方がどんなお話をしていただけるのか、教員が理解して、子どもたちの需要とマッチしているかどうかというところです。あと、発達段階が、その需要の中に入ってくるのですが、それに関しての支援が必要になってくると思います。

また、性自認について違和等を感じるというのは、小学校でも当然そういう子もいると思います。そういうお子さんを目の前にしたときに、教員としてどんな支援ができるのかというところです。これは講演会を通じて、講師の方に先生方から必ず質問があります。先生方も困り感があって、例えばいじめなどの問題に対しては、先生方は自分の経験上などで対峙しやすいのですが、性自認などに関してはデリケートな部分もあり、どうやってその子と関わりを持っていったらいいのか、その子をどうやって受け止めていったらいいのか、家庭とそこをつなぐ必要があるのかどうかなどに関して、先生方が関わる術ということに困り感を持っています。直面しないと困り感がないというところもあると思っていて、そういった課題があると感じています。その子に対しての寄り添い方など、どこに配慮すればいいのか、どうやって本人の意向を叶えられるのかというところもあり、そういう難しさが先生方の課題としてはあると思います。

5番目に、デートDV・虐待防止のための啓発活動、注意喚起のあり方について、現状どのような取組があるかというご質問です。教員には人権教育プログラムというものがあり、東京都教育委員会が配布していて毎年更新されるものなのですが、この中にチェックリストがあります。そういったところで日頃から自分の人権感覚、もしくは虐待の事案があったときにどうすべきかという確認をしています。

あとは、先生方の感覚というところで、虐待事案に関しては、子どもたちを毎日見ているので、変化を敏感に感じ取って、気づきやすいというのがあると思います。例えば、いつもより給食の量をすごく食べるようになった子どもたちというのは1つの変化の兆しがあると思いますし、体の異変とい

うところもあります。青あざを作ってくるとか、プールに入ったときに目立つ傷があるとか、先生方はふだんの行動の中からそういったところに気づくところがあるので、そういう感覚を研ぎ澄ますための日頃からのチェックと、あとは1人で抱えずに先生方同士で気かけるとか、担任の先生だけではなくて、専科指導している先生から、どういうところで変化があったという情報共有の仕方というのもあると思います。

あとは、虐待を疑われるケースで、学校ではどのような対応を取られているかについて、虐待事案に関しては、子ども家庭支援センターとの連携が不可欠だと思っています。場合によっては児童相談所もありますが、学校だけではなく、外部機関とどう連絡をして家庭との調整に入れるかというところですね。スクールソーシャルワーカーが関わっているご家庭であれば、そこでの連携も必要になると思います。外部機関とどう連携して、外部とつないでいくかが大きいと思います。

その次に、中間答申提言への回答では、「多様な性に関する学習は、小4・中1を原則として、保健体育や道徳の授業などにおいて発達段階に応じて適宜1単位時間実施した。包括的性教育については、講師を招聘し、「らしさを押しつけない」、「相手を尊重することが大切」等の授業を一部の学校で実施した。」としています。これを踏まえて、適宜1単位時間実施というのは、全ての学校で1単位時間実施されたのかというご質問です。小学校は45分、中学校は50分を1単位時間としていて、全ての学校で1単位時間は実施しました。

また、包括的性教育については一部の学校で実施とあるが、希望する学校が少なかったのか、何校実施したのかというご質問です。市立小学校が8校、市立中学校が3校、合計11校あります。その中で、包括的性教育という旗の上げ方で実施しているというより、ほとんどの学校がLGBTQの学習の中で発展的に膨らませながら取り組んでいます。そういう意味では、全ての学校で取り組んでいるというお答えになるかと思います。取り組み方も、原則小4・中1と示していますが、学校によっては、小学校では1年生から6年生までやっている学校もあれば、4年生と6年生だけという学校もあります。中学校も同様に1年生だけという学校もあれば、中学校1、2、3年生でテーマを変えて実施している学校もあります。

【太田委員長】 非常に詳細にお答えいただき、大変分かりやすかったと思います。皆様からご質問等ありますでしょうか。

【齋藤真希委員】 包括的性教育の実施について、学習指導要領の内容に沿って実施されているとのことですが、あまり詳しくないので、内容を大まかに教えていただけますか。

【教育指導支援課】 国際セクシュアリティ教育ガイダンスの中に8つの視点がありますが、例えば性と生殖に関する健康については、中学校の保健体育や、小学校の保健に位置づけられています。健康と幸福のためのスキルは、例えば家族の話になった場合であれば、いろいろな学年の中で、道徳の中で触れられています。包括的性教育という出し方ではなくて、学習指導要領のいろいろな場面にその要素が散りばめられています。学習指導要領の中で取り組んでいくことによって、包括的性教育の要素につながっていくという捉え方をしています。

【齋藤真希委員】 自分の子の教科書などを思い浮かべると、「確かに道徳で家族の話があったような」と理解しました。私たちが子どものときに受けた、女子だけ残って生理の話をするみたいな感じでは、今はないということですか。

【教育指導支援課】 もちろん生理の話は、保健体育や日頃の保健指導の中で話します。小学校の高学年で宿泊の前などに、保健指導の中で女子だけにお話をすることもあります。中学校で性の発達と

いうところでお話しすることもあります。昔から変わっていないところではありますが、いろいろなところで包括的性教育の要素が入ってくると思います。

【齋藤真希委員】 生理の話などは、今でも女子だけ呼ばれてやっている感じなのですね。

【教育指導支援課】 私の経験上、もちろん男子にも話すことはあります。教科の指導で話すこともありますし、女子だけ分けて宿泊前に話すこともあります。全ての学校がどうかは一概にお答えできないのですが、そういう指導はあると思います。

【齋藤真希委員】 アップデートは特に不必要と判断されているということですかね。それが正しいかどうかという議論はしていますか。

【教育指導支援課】 その辺りの議論は、まだしていないと思います。

【山下委員】 学校の先生の過労死事件を多く担当している身からすると、学習指導要領でがちがちの中、現場の先生方が限りある中で取り込んでいっちゃると感じます。包括的性教育は、性の多様性のこともですが、生理や体の成長・発達のことでなく、社会の仕組みなど、広い意味での包括的と理解しています。国立市の条例や、男女平等の意識、暴力がないようにしようとか、国際的にどうなっているか理解していこうと、学校現場でやっていこうとなって、男女の不平等やDVのこと、例えば大人になって働いたときにどういう産休や育休の制度があって、それが不十分なのかというように、社会の仕組みという観点からの男女あるいは多様な性というのを、学習指導要領の中に組み込むのは大変だとは思いますが、その辺りはどうなっていますか。体の仕組みだけでなく広い枠組みでの包括的ということかと思いますが、いかがでしょうか。

【教育指導支援課】 社会の仕組みに関しては、キャリア教育に入ってくると思います。その中で、先生たちがどう扱っているかということところです。男女同じように働くことの価値や、今までの歴史がどうだったのかということが、学校ごとにカリキュラムが異なり、一概にお話しできませんが、そこを学校がどう意識していくかが、この課題の解決につながると思います。教育委員会が強く言っているかという、そうではなくて、どちらかという学校の進め方に任せています。

【山下委員】 私は弁護士として、性に関する話を学校への出張授業で子どもたちにするときに、学校の人たちから「普通そういう授業は保健師さんやお医者さんで、弁護士が来て何を話すのだろうと思っていた」と言われることがあります。国立市はパラソルというすてきなところがあって、そういう社会の仕組みという観点からの包括的性教育も学校と連携してできるかなと思い、既にされているところもあると思いますが、積極的にされるといいです。

学習指導要領がある中でがちがちで大変だと思いますが、国立市らしさとして、「こんなことをやっている」と他の人にアピールできるものはありますか。男女平等や性の多様性の教育について、国立市として誇れるところですか。

【教育指導支援課】 LGBTQについては、他市より推進されていると思います。令和元年に教育フォーラムの中でLGBTQをテーマとして取り上げた後から、理解が進みました。講師の方が学校の先生だったため、学校としては非常に受け入れやすかったところが大きいと思います。

くにたち男女平等参画ステーション・パラソルとのつながりも、この3年くらいの中で、学校が自然と作れるようになってきました。中学校3年生での事例ですが、パラソルの方がいらっちゃって、災害時の避難所での多様性に配慮するというような、社会の仕組みにつながる学習を、取り組んだことがあります。当事者の方からお話を聞いて終わってしまうということはよくあるかもしれませんが、それが社会にどうつながっていくかという、活用の部分に踏み込んだ学習に取り組む事例が出て

きたというところは、誇れる部分ではないかと考えています。

【吉川委員】 教職員や生徒などの教育現場での困り事を、直接拾い上げることはしていますか。こう教えていきたいのにうまくいかないとか、必要なことだと思いののに止められてしまうとか、自分自身がうまく生きられないとか、そういった困り事を吸い上げていますか。

【教育指導支援課】 子どもであれば学校の先生に相談ということもありますし、相談窓口は複数あって、国立市では子どもオンブズマンというのがありますし、教育センターでも相談を受けられます。窓口はたくさんありますが、そこに一步踏み出す勇氣というところが課題だと思います。子どもたちが伝えたいことを伝えられるかどうかは、そこでの信頼関係が前提にあると思います。

先生方が課題として感じたことは、大前提は管理職の先生に伝えてくださいということですが、我々のほうに直接相談されることももちろんあります。我々は学校を回っていますので、訪問した際に、実はこんなところで困っているというお話を頂くこともあります。すぐに解決しなければならぬことであれば、すぐに管理職の先生と相談します。管理職に言いたくない場合は、教育委員会の中で対応することもあります。

【太田委員長】 そもそも現場の先生方が、ガイダンスに示されているような包括的性教育の推進の意図をどれぐらい共有していて、それを教育委員会がどのように把握しているのかということも気になります。教科にそれぞれ散らばった形で知識を教えることも前提としてありつつ、そこに収まらないところも教科横断的に、学校の環境づくりや雰囲気づくりも含めて、子どもたちに性の権利や多様性をどう理解して実践してもらえるかがポイントなのだろうと思います。

多様性を1つの柱として全ての学校に取組を推進してもらおうというご回答を頂いて、性のことに限らず、国籍やその他いろいろなことも含んだ形というのをお聞きして、国立市らしい取組が進んでいくのではないかと期待を持ちました。その辺りについて、他にご予定があれば教えてください。

【教育指導支援課】 学校としては、LGBTQには比較的取り組んできました。ただ、包括的性教育と捉えたときに、学校の認識がどこまで高いのかということところは、我々ももう少し学校に言っていかなければいけないところです。

性の多様性に関しては、市長室から講座をお示しいただいていて、その講座を学校で活用してくださいとお願いしています。単発的になりがちな部分があるので、例えば総合的な学習の時間の中で位置づけて単元を作って、人権的な教育課題にどう取り組んでいくかの1つとして、活用していくこともできると思います。いろいろなところに関連させる中で、自由度が高いのは総合的な学習の時間ですので、その中で学習指導要領の標準的なものからプラスアルファで、学校の特色が出せるような教育活動に変えていくといったところが、来年度以降の課題になると思います。そういった意味で、LGBTQの話はそういう位置づけで学校にやっていただいています、もう少し幅を広げてやっていく必要性を感じています。

【太田委員長】 ぜひ期待したいと思います。各学校で長期的な取組をといるときに、子どもたちも参加して意見を取り入れながらプログラムを作っていく取組ができたらいいという話が、委員会でも何度か出ています。答申にも盛り込んでいくと思いますが、そういった点もご検討いただけたらありがたいです。

【山下委員】 私は豊島区で子どもの権利擁護委員をやっていて、「豊島区の条例はこんなにすてきで、本当にすばらしいところに皆さん住んでいます」と話すと、子どもたちは本当に目を輝かせます。国立市の子どもたちにも、「国立市はすてきな条例があって、女性の方々に対して先進的にやってきてい

て、SOGIについても先進的にやっけてきている」というのを子どもたちに伝え、「自分たちはすごいところに住んでいるのだな、男女平等やセクシュアリティのことを、より学んでいこう」という意識が持てると思いますので、条例や国立市の取組実態も子どもたちに伝えていけるような機会があるといいと思います。

【林委員】 弊社では、全国の学校で性の多様性を含めた多様性の授業をさせていただいて、毎回感じるころなのですが、お子さんたちは話を素直に聞いてくださりフラットで、むしろ年々こういった話についての理解は、お子さんのほうが非常に進んでいることを実感します。他方で教職員や保護者の方など大人たちに関しては、認識などが進まず止まっていると毎回感じて、つくづく感じるのは大人への教育というところでは。

教員に関してLGBT研修は任意参加となっていますが、お子さんに伝えるのが大事なのはもとより、むしろ大人のほうこそというのは、教職員の方の認識が進んでいる学校ほど、お子さんたちは伸び伸びと幸せそうに通っているというのを感じます。先生たちがステレオタイプな感じだと、お子さんたちは息苦しそうだと感じます。大人のほうこそ任意とせず、1回くらいは強制的にインプットするくらいにしたほうがいいのではないかなとつくづく感じます。

【教育指導支援課】 大人への教育については私も同感で、子どもたちは素直に受け止めてくれて、話を聞いてすぐ、自分で何かできるのではないかと課題意識を持って取り組むところは、子どもの良さだと思います。余計な情報が何もないというところもありますし、子どもたちの素直さというところもあると思います。

大人に関しては、教員もそうですし、保護者に関して何か提示する機会というのは、学校発信でやっけていただいている機会ぐらいです。伝える機会は多分たくさんあると思います。例えば保護者会が学期に1回はあって、その中でお話いただくというのがあります。当事者の方からお話ししていただいた機会もありました。聞いていただいた保護者の方は、課題意識を強く持ったというふうに感じました。ただ、外部講師の方を呼ぶとお金がかかってくるので、教育委員会としてどう支援できるかというところは、今後の課題として内部で共有したいと思います。

【太田委員長】 国際セクシュアリティ教育ガイダンスも、目立たないところに「コミュニティを基盤とした取組が大事です。」みたいな1文があっけて、今のお話と重なるところがあると思いました。

もっといろいろとあるとは思いますが、ここで一旦ヒアリングを終了させていただきます。

【太田委員長】 では、市民意識調査について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 今回は、全体的な意識調査の流れと概要をご説明いたします。

事務局の案としては、令和元年の前回調査と同じような内容で実施したいと考えています。変更点としては、前は郵送配付・郵送回収としていましたが、Web回答併用が追加費用なしでできることになりましたので、併用とすることを考えています。標本数は前回と同数を想定しています。

資料の「東京都及び多摩地域各市との比較」をご覧くださいと、標本数は3,000人で、人口比で見ても大分多いほうです。一方で、回収率が一番低く、約24%です。何が原因かというのは難しいのですが、設問数は若干多いですがそこまではなく、調査のタイトル「多様な性と人権に関する市民意識調査」というのが、市民の方に自分事として感じていただきにくいかもしれません。じっくり読まないといけな設問が多いというのも、回収率の低さにつながってしまったかもしれません。次回の設問を用意するに当たっては、設問数も抑えて、設問の中身も簡潔にということをご心がけたいと思います。2月の委員会までに、設問案のたたきをご提示させていただいて、委員の皆様からご意

見を頂きたいと思います。

計画上の課題に対する指標として用いている設問についてです。まず、指標番号①の「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そうは思わない」という人の割合について、平成27年度が56.6%だったのに対して、令和元年度は58.6%でほとんど伸びていません。ただし、こちらの設問は、平成27年度は「そう思う」、「どちらとも言えない」、「そう思わない」の3択だったのが、「どちらかと言えば」という選択肢が増えたので、「そう思わない」という人の割合があまり伸びていないということです。

③の男性の育児休業取得率について、平成27年度の男性の取得率は、市民意識調査での実績として、本来は1.0%なのですが、計画には誤って男性と女性を合わせた取得率の5.5%が載っております。また、令和元年度は1.7%の実績だったのですが、中間評価答申では、誤って市の男性職員の取得率を記載しています。

※4のところも、育児休暇取得率について、国の目標に沿って13%とか20%に伸ばしていくというところで、本来は組織に属していて育児休業の取得対象となる男性職員の中で何人が取得したかという数字なのですが、市民意識調査で尋ねているのは、ご自身の今までの人生の中で育児休業を取ったことがあるかというところなので、整合性が取れていないという課題があります。

その次の※5、※6は、DVを受けたときにどこにも相談できなかった人の割合というところで、平成27年度の38.5%から令和元年度の50.7%へと伸びています。これについても直近、例えば3年間の中でそういう経験があったかという問いではなくて、今までの人生での経験を尋ねるので、ここも数字としてうまく表れてこないところです。

具体的な設問の中身については、次回の委員会で審議いただきたいと思います。

【齋藤真希委員】 市民意識調査の国立市の回収率の低さが、確かにすごく気になります。督促をしている市もあるようですが、他に何か、例えば調布市はすごく回収率が高いようですが、工夫している事例があれば教えてください。

【事務局】 督促状を出すのも、有効ではあると思います。ただし、督促状を出すということは当然その分の郵送料もかかって、委託料も上がります。例えば小金井市や日野市では、督促状を出していますが標本数自体が少なく、最終的に目指すところは回収数ですので、督促を出すことに費用がかかってしまうと、標本数が確保できないというバランスもあると思います。国立市では標本数を多く確保できているので、督促状を追加で出すというよりは、今までの標本数で維持することを今のところ考えています。回収率の高い市で工夫されている事例としては、以前もご説明しましたが、調布市は「ゲゲゲの鬼太郎」の作者の水木しげるさん所縁の地ということで、封筒に「ゲゲゲの鬼太郎」のデザインをあしらって、市民の方の注意を引くようにしたり、東村山市では、調査回答をしていただくに当たって、どういうことに生かされる大事な調査ですという1枚の紙を最初につけたりという事例が聞かれました。

【齋藤真希委員】 有効回収数を増やしていこうと取り組んでいくのかなと思いましたので、承知しました。目的などを記載するのはすごくいいことだと思います。何のためにやるかというアンケートは世の中にいっぱいあふれていると思います。国立市の皆さんが住みやすくなっていくというところに結びつくというのが分かると思います。

【太田委員長】 前回調査のときに前期の委員会で、設問の中身や表現についてかなり議論をしましたが、どうしたらたくさんの方が回答してくれるだろうかという話もしましたが、他の市と比べると

低調であったということがはっきり分かります。「多様な性と人権に関する市民意識調査」というタイトルが分かりづらかったかもしれないというところですが、回収率の高い市ではどんなタイトルで調査をされているのでしょうか。

【事務局】 タイトルについては、ほぼ「男女平等に関する市民意識調査」といったタイトルです。

【山下委員】 条例のタイトルが「女性と男性及び多様な性の……」なのに、ぱっと見ると多様な性の話だけなのかなと見えてしまうと思います。設問数が多いと挫折するということがあります。「この設問は今も要るのかな」というものもあり、要らないのであれば設問をばっさりなくすということも議論していく必要があると思います。むしろ本質的なところでいえば、ここで聞いている「男」と「女」とはそもそも何を指すかということについて誤解を招いていないのか、回答者が何を踏まえて回答しているのか、何のために調査するのかということに遡って、ブラッシュアップしていきたいです。

【本田貴子委員】 前回の調査のときにも、年齢層の高い人たちの回収率が多かったということで、回答にも偏りが出たのではないかという議論がありました。Web回答をしている他の市では、Web回答によって若い方の回答率が上がっているのか、調べていただけますでしょうか。

【事務局】 次回までに事務局で確認しておきます。

【太田委員長】 この議題についてはこの辺りで、続きは来月とさせていただきます。

苦情申出について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 条例が施行されてから初めてとなりますが、条例に基づく苦情申出がありましたので、概要についてご説明いたします。

令和4年度から、国立市、狛江市、稲城市、府中市の4市合同事業として、多摩マッチングプロジェクトを実施しています。各市が持ち回りながら、イベントをやっていくという趣旨ですが、国立市で令和5年1月15日に開催したイベントについて、国立市が参加者の募集を行った際に、その対象について、男性は28歳から49歳、女性は23歳から44歳と、性別によって募集する年齢に隔りがありました。こちらを12月5日号の市報で掲載しています。

12月5日号の市報掲載後、市民の方からお電話で、女性の年齢が低く設定されているのはおかしい、若い方に価値があるという主張に聞こえる、行政のイベントとしてこのようなことがあってはならないということで、訂正して謝罪等を検討してくださいという意見が出ています。

その後、国立市議会議員10名の連名で、2023年1月4日付けの申入れ書を市として受けています。申入れ書では、この申入れ書を国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第19条の苦情申出として取り扱ってほしいという要望が記載されています。その関係で、今回皆様に諮問し、審議していただくというのが全体の趣旨です。

今、諮問書をお配りしましたので、読み上げさせていただきます。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第19条第2項に基づき、市事業「多摩マッチングプロジェクト」に係る苦情の申出について、貴委員会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

1. 諮問事項 市事業「多摩マッチングプロジェクト」に係る苦情について

2. 諮問理由 市事業「多摩マッチングプロジェクト」にて、参加者の条件に男女で年齢差を設けていたこと等について苦情の申出があったことから、このことについて適切な措置を講ずるため、貴委員会のご意見を伺うものです。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第19条第1項では、「市民、教育関係者及び事業者等は、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談があるときは、その旨を市に申し出ることができる。」となっています。第2項では、「市は、前項の規定による苦情又は相談の申出について、必要に応じて委員会の意見を聴いて、適切な措置を講ずるものとする。」となっています。

併せて、苦情申出の様式も提出されています。「申出の趣旨」には、「不当な差別について原因究明と再発防止をしてほしい。」、「申出の内容」には、「別紙の申入れ書の通り」と書いてあります。別紙の申入れ書は、市議会議員10名の連名の書面です。お時間をお取りいただき、申入れ書を皆様に一読いただければと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

【太田委員長】 そのようにできればと思います。

(黙読)

【事務局】 このご意見を受ける形で、担当部署では年齢差について検討を行いました。そして、民法改正により婚姻年齢が男女で統一されている点や昨今の社会情勢等を踏まえて検討した結果、年齢差をつけるのは適切でないと判断をして、12月20日号の市報で訂正記事を出しています。男女共に23歳から49歳という形で再設定した形で訂正し、改めて募集しています。その内容について、市報やツイッター等でも情報発信を行いました。イベントは1月15日ですので、既に昨日終了しているというのが状況です。現在事務局で持ち合わせている情報については以上のとおりです。

【山下委員】 そもそも何で最初に、男性は28歳から49歳、女性が23歳から44歳となったのでしょうか。

【太田委員長】 ご質問のようなそもそも何でといったことは、これを企画した政策経営課からご回答いただいたほうがいいかと思います。次回委員会で引き続き議論するということにして、本日はまず審議の仕方を検討したいと思います。様々疑問点を解消した上で、委員会としてどんな進め方を市にお願いするかということ、決めていくということになるかと思います。

提案としましては、次回委員会で政策経営課の方と苦情申出をされた方にそれぞれお越しいただいて、背景や経緯などを確認させていただくという進め方でできればと思います。

【事務局】 次回、政策経営課の職員が来て、経過説明や疑問点等に答えていきたいと思います。我々が答える立場ではないですが、疑問があれば頂いて持ち帰りしたいと思います。改めて期日を設けて、疑問点があれば送っていただくという形にしたいと思います、よろしいでしょうか。

【太田委員長】 そのほうがスムーズに進むかと思います。ひとまずこの時点で疑問に思われることなどを率直に出していただいて、次回委員会で政策経営課の方から回答いただくという形でよろしいでしょうか。

先ほど山下委員から出していただいたような、何でもともこういった企画が出てきたのかということなど、ご質問や疑問がありましたら、委員の皆様から出していただければと思います。

【遠藤委員】 これは4市連携の事業なのですね。ということは、どこからこの発案があったのか、それとも毎年ずっとやっていたか、国立市が提案したのか、他の市が提案したのか、この連携事業をするための要綱か何かがあるのか、その辺りの根拠がよく分からないです。また、国立市は苦情があったのでこういった訂正がすぐ出ていますが、他の市ではこれをどのように受け止め、どのように対処したのかということも聞きたいです。

【山下委員】 移住・定住促進というのと婚活が、どうつながるのでしょうか。あと、先ほど民法改正で男女差がなくなったということですが、それは16歳と18歳の話で、こちらのイベントではなぜ23歳からなのか。49歳までとしているけれども、50歳以上の方でも家族を新たに作るということもあり得ますよね。出産のこともあるかもしれないけれども、里親として育てるとか、いろいろなことも考えられるのに、市として23歳から49歳の結婚を応援しますというメッセージでいいのかなと。あとは結婚したくてもできない同性カップルの方やトランスジェンダーの支援に、せっかく国立市が頑張っているところに、このような案内が来ることが果たしてどうなのか。もちろん行政が婚活を応援すること自体を批判するわけではないですが、誤ったメッセージが伝わらないかなとか、不快な思いをさせたという理由で詫げるのも少しずれていないかなとか、そのところをどう考えていらっしゃるのかも気になるところです。

【齋藤真希委員】 もうぱっと見アウトという感じなのですが、これが実際に市報に載ってしまう前に気づく仕組みが全然ないところがすごく気になるポイントで、それを確認していきたいです。今後同じようなことを繰り返さないように、仕組みを作っていく必要があると感じました。あとは、目的が何かというところがよく分かりません。ただの出会いであれば何でもいいといえいいので、ビジネスもそうですがターゲティングをして目的に沿ってやるのであれば、それはそれでそのようにうたってやればいい話かなとも思います。

【山下委員】 国立市がそうやって新しい出会いとか家族を作るということを応援するのであれば、せっかくこのすてきな条例があるわけですから、国立市で出会って、国立市に住んでいただけるのであれば、条例のメッセージ、国立市としては男女平等とか家族ということについて考えているし応援しているということも併せて、参加してくださる方に伝える必要が本来あって、行政がやる場所の意味はそういったところにあるのではないかなと、その辺りはどうなっているのか聞きたいです。

【巢内委員】 素朴な疑問なのですが、現状では異性愛主義に基づいて男性・女性という性の二元論の下での結婚制度を、2023年に行政が推進しているというのが、すごくびっくりしました。せっかく多様な性の推進というのをやっているのに、これで傷つく方は結構いらっしゃるのかなと。年齢だけではなくて、男性、女性というのがきっぱり書いてあったりしたので衝撃でした。せっかくいいことをたくさんやってこられて、パラソルがあったりするので、もう少しなかったかなと思いました。少し配慮していただいたほうがいいかなと思います。

【本田貴子委員】 市議会議員の方たちの連名の申入れ書を読みますと、少子化対策として捉えられると書いてあります。女性の年齢の上限を設けているというところで、市民の方からの苦情の電話にもそういった意見があったのか、市議会としてそのように打ち出しているのか知りたいです。

あと、私はこのマッチングイベントというのを先週くらいに旧国立駅舎のチラシで見たのですが、それはもう訂正が入っていたのでしょうか。

【太田委員長】 確認ですが、今回出されている申入れ書は、市議会議員10名の方の連名で出されています。条例第19条では、「市民、教育関係者及び事業者等は」とあって、この「等」に議員の方々も入るのか、あるいは市民として出されるのか。市議会として出したと考えられる方がいらっしゃるかもしれないのですが、市議会として出されたというわけではないと理解してよろしいでしょうか。

【事務局】 あくまでも国立市議会議員となっております、市議会ではありません。

【太田委員長】 申入れ書に書かれている内容と、市報に訂正が出される以前に電話で寄せられた市民の方からの意見というのは別の形であって、今回この委員会では対応するのは申入れ書に基づくもの

であるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 その通りです。申入れ書の2)のところに、「この申入れ書を「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」第19条に定める苦情申し出として取り扱うこと。また、人権・平和のまちづくり審議会にも意見を聞くこと。」とあります。こちらは、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例という条例に基づく審議会で、現在、市の人権・平和の基本方針を定める議論をしています。この審議会にも意見を聞いてほしいというのがこの趣旨です。並行して、人権・平和のまちづくり審議会にも、今週木曜日にご意見を伺う準備をしています。人権の条例には苦情申出の規定がありませんが、人権・平和のまちづくり審議会では、現在市の大きな方針を議論しており、それに関連する形でこの件についてもご意見を頂くということを考えています。

【吉川委員】 多摩マッチングプロジェクトのホームページを見てみたのですが、「イベントについて」という項目に、「1年を通じて、4市を会場とした各市の魅力を感じられるマッチングイベントを開催いたします。いわゆる男女の出会いだけでなくLGBTQに関するイベントも予定しています。」と書いてあります。一体何をやる予定なのかなというところと、これは第2回、第3回と行われるのかというところを聞いてみたいです。

LGBTQに関するイベントといっても、すごく難しいことだと思います。Qも含めるのであれば。横に並べられるものでは決してないと思います。また、婚活パーティーをすることによってどうしていくのか、コンセプトをはっきりさせたほうがいいのではないかと思います。あくまでもヘテロセクシュアル向けのサービスであるということとか。参加できないという枠を行政がするサービスでやってしまったのだなというのは残念に思います。

【遠藤委員】 そもそも結婚というのは、憲法で両性の合意に基づいてするものとなっていると思います。行政が結婚のお手伝いをするということはどこにも書いていない。行政は法的根拠のないことをそんなにやってしまうのかなと。やってはいけないと思わないですが、いろいろな支援の現場を見ていて、根拠がなければできませんというお返事をいっぱい頂くのです。余計なお世話はしないということ。行政が結婚なりマッチングのお手伝いをするという根拠がどこにあるのかよく分からないのですが、余計なお世話だと思います。何を根拠にしてこんなふうになってしまうのかというのは、第一印象として非常に疑問でした。結婚相談所などで、民間が出会いと人の幸せを願って商売をなさるのは分かりますが。

このマッチングプロジェクトということ自体にすごく違和感があるというか、不思議な感じがします。これは行政がやることなのか。他人の人生に関わることで。私は他人の人生に関わる余計なお世話をいっぱいやっていて、そのお手伝いを行政はあまりしてくれませんが、こっち方面のお手伝いはやるのだなと。そういう意味では、この発想自体にすごく違和感がありました。

行政側もいろいろお考えがあっただろうと思うし、4市が集まって連携して議論してやっていることなのだから、変なことはしないだろうと思いますが、4市が集まってやるなら、生活困窮者のことをどうするのかみたいな議論をやってくれるのだったらいいけれども、こっちをやるというのはどういうことなのか。行政側の立場から、こういうことで必要なのだとか、根拠法がないとしても、他人の人生に関わることをやるわけだから、明確な理念を持ってやっているだろうと思うので、ぜひお聞きしたいと思います。

【太田委員長】 これが少子化対策ではなくて、移住・定住を促進するために市の魅力を発信するという目的で企画されているのであれば、遠藤委員がおっしゃったように、本当に困っている方々に、

ここなら安心できると来てもらうというような、市の魅力の打ち出し方もあるはずですね。そういったところのコンセプトをぜひお聞きしたいです。

【巢内委員】 多摩マッチングプロジェクトのホームページを拝見してみたのですが、例えば稲城市の場合は、みんなで遊園地に集まってバーベキューをすると。独身男女各15名で、20歳から49歳の人が参加して、参加費は男性5,000円、女性4,000円ということで、本当に何と申し上げていいかわからないのですが。結婚するかしないかというのは個人の判断ですし、結婚に対していろいろな考えを持っている方がいらっしゃるということもあるので、それを行政が推進するのは一体どういうことなのかと思います。中身の細かいところも相当気になるので、丁寧に見ていただければと思います。

【本田貴子委員】 1月15日の開催なので、昨日終わっていると思うのですが、男女15名ずつ募集とあって、実際のところはどうかだったのでしょうか。

【事務局】 申し訳ありませんが、実施状況については事務局のほうでまだ把握しておりません。

ご意見まだ多くあるかと思いますが、期限を区切って改めてご意見を事務局に頂いて、その内容を担当課にも伝えるという手順で進めたいと思います。

皆様の審議の後に、委員会全体の総意として答申をまとめていただきます。その後、その答申を踏まえて市として全体の総括をした上で、苦情申出人の方にご回答していくというのが、全体の流れとなります。

【太田委員長】 この申出書では原因究明と再発防止をしてほしいという内容です。先ほど齋藤真希委員からもご意見が出ましたが、チェック機能といいますか、再発防止のためにどんなことができそうかということも含めて答申に盛り込めれば、それを受けて市のほうで適切な措置を講じていただく際に、具体的な提案をこの委員会からも出せるかなと思います。

【事務局】 これまでの議論の中では、次回、担当課の政策経営課職員に対するヒアリングという形ですが、申出人の方についても同様に、委員会に来ていただいてご質問をされるということについてはいかがでしょうか。

【太田委員長】 申出の中身について、より詳しく説明があったほうがよいということであれば、申出人の方にもご質問させていただくということになるかと思いますが、いかがでしょうか。ここまで出していただいたご意見の中では、よく理解できる内容であったと思われれます。

【山下委員】 私も申入れ書で何を申し入れられているのかは分かるので、むしろ申出人の方々から補足があるということであればお伺いしたいなど。

【太田委員長】 苦情の申出というシステムですので、申し立てられている苦情の中身について、よりこちらの理解を深めた上で答申を作成するという手順があったほうが、よろしいだろうと思いますので、申出人の方にもお越しいただくことができればと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回はいろいろとご意見を出していただきましたけれども、今回は疑問に対しての説明を所管課に求め、それから申出人の方々にもよりその意図をご説明いただければありがたいということで、この委員会でご質問をさせていただくという形になるかと思っています。

答申は、2月の委員会終了後に速やかに作成して提出するというスケジュールで、進められればと思います。作成手順については、次回ご相談ということでお願いいたします。

本日は議題がたくさんありまして、それぞれ重要な点であったので、もう一度全体を通じて確認したいことやご意見などありましたら、残りの時間を使って出していただければと思います。遅れてご

参加の方も何人かいらっしゃいましたので、冒頭の教育指導支援課の方へのヒアリングについても確認等ございましたらお願いします。

【齋藤真希委員】 本日は教育指導支援課の方が来てくださいましたが、次回はどここの課というのは決まっていますでしょうか。

【事務局】 資料のスケジュール（案）の日程は現時点で仮に入れたものですので、進捗状況に合わせて動かすことは可能です。最終評価を7月の第12回の委員会でまとめます。8月22日の第13回委員会では次期計画の策定の諮問を行います。同日に最終評価の答申書を予定しております。7月までの期間でしたら、ヒアリングをいつでも設定できますので、その都度聞いてみたいことがあれば挙げていただき、担当課をお呼びします。現時点では、教育指導支援課以外は委員の皆様から挙がっていませんでしたが、この分野を聞いてみたいということを挙げていただければ対応します。

【太田委員長】 苦情申出に対する質疑などを来月この場でやるとなると、そこで時間もかかりますし、市民意識調査の具体的な中身についての検討もしなければなりませんので、ヒアリングについては、3月以降に回すということによろしいでしょうか。

【山下委員】 1つ提案なのですが、本日は冒頭、定足数に足りていなくて、5時10分くらいから遅れてスタートしたのが、かえって良かったです。早めに来た人たちで、会議とは違う場でのざっくりばらんな意見交換、けどとても大事なテーマについて話せたので、それぞれお仕事を抱えていて忙しいと思うのですが、少し早めに来られる方がいたら、ざっくりばらんな話をして議論を温めて会議に臨めると、より充実できるかなと思いました。私は四谷から来るので早めに着くようにはしますが、そんなことができればいいなど。本当ならお茶会とかしたいところですが、それは難しいと思います。10分、15分、早めに集まればと思っています。

【太田委員長】 私も賛成です。事務局の方々は会場や資料の準備でいつも非常にお忙しくされているので、お時間のあるときに会場を移してゆっくりお話しする機会なども持てればと思います。

最後に、次回のことなどについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 次回は2月7日火曜日の17時から、本日と同じ第1・2会議室となります。次回は、苦情申出について、所管課である政策経営課と申出人の方をお呼びして質疑いただくということと、市民意識調査の設問事項について検討いただければと思います。次回の議題資料は、事前に提供させていただきます。

【太田委員長】 皆様には、引き続きいろいろご意見頂くためにご負担をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。本日はこれで終了させていただきます。皆様ありがとうございます。

— 了 —